

2014年8月29日

意 見 書 その1

「提言書(条例の制定にあたって)」のたたき台について

森・越 清 彦

【はじめに】

私は、このたたき台(原案)は大変良くまとまっており、これまでの検討委員会の様々な意見を比較的良く整理し、優れたものとなっていると考えます。

但し、提言書原案としては、少し抽象的に過ぎたり、趣旨等についてもっと明確にすべきなどと考るか所がありますので、この提言書原案に沿った形で(順番は原案に従い)、私の意見を並行して記載して参ります。

時間的に余裕がないために、全部に亘ることが出来ないかも知れませんが、取り敢えず「その1」として提言します。

尚、現在の日程は具体的なたたき台が出来てから、成案にするには期間も、機会も少ないと考えられますので、事務局の今後の事務的・政治的な日程をお知らせ頂きたい。

(私の意見箇所は、※か、下線によって表示し、追加します。波下線部分は指摘箇所です)

1 条例制定の背景と趣旨

少子化、核家族化の進行、保育ニーズの高まりなど、社会経済状況や女性の社会進出等を受けて、子どもを取り巻く環境は大きく変化しているとともに、いじめ・体罰や児童虐待などが、後を絶たない現状にある。

こうしたなか、子どもの一人ひとりの人権が尊重され、生存と発達が保障される社会、すなわち、子どもが、自分の存在を受け入れてくれる環境のなかで慈しみ深く育まれ、希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指すとともに、とかく孤立しがちな子育て家庭を、社会全体で連携し、喜びをもって子育てに取り組んでいくよう支援していくことが必要である。

※ 私たちが条例制定の背景として揚げるべきの大きな1つは、日本において批准された「子どもの権利条約」であり、この点について背景として触れるることは不可欠である。

※ 子どもにとって・・社会は、自身もこれを構成する重要な人間であ

ることを明確に表示する。

※ 「家庭の子育て」を「支援する」というのは、1つの場面であり重要であるが、条例制定の目的はこれのみではない。

そのためには、市民が共有できる表現と内容を備え、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関等が、思いを同じくして、子どもや子育ての支援にあたり、更に子どもが社会において構成員として認められ、その養育、生育、教育環境等に対して自身の意見が表明出来るような社会的な体制ができるよう、市独自の条例を制定することが必要である。

2 条例の基本理念

条例の趣旨や方向性・理念は、大人の子育て観の違いや価値観によって千差万別であるが、市民が共有できる(将来において共有すべき)理念を掲げ、施策の方向を総合的に示した条例であることが望ましい。また、理念は10年、20年経たないと定着しないので、時間をかけて浸透させてていき、市民が社会通念として当然であると感じられるような仕組みづくりが必要である。こうした考えのもと、条例の基本理念を次のようにまとめた。

(1) 人権の尊重(子どもの権利の尊重)

すべての子どもは、生まれた時から人権を有し、一人の人間としてかけがえのない存在である。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、いじめや虐待等のない、子どもの生存と発達が保障される社会の実現を理念とする。

※ 基本人権の尊重は憲法上の権利としてあり、この点は大人も子どもも憲法上の差異はない。

従って、敢えて「条例の理念」として掲げるべきは、「人権の尊重」という一般論ではなく、「子どもの権利」の尊重である。

(男女共同参画、障がい者の人権等)

(2) 健全育成

すべての子どもは、全面的に庇護すべき存在として生まれ、成長の過

程において、保護者や家族だけでなく、学校や地域社会のなかで、周囲の環境と関わりながら、最善の利益が得られる養育環境が整えられ、個性や自分らしさを認められ、他者を思いやる心と社会性を育み、発達段階に応じて、「生きる力」を身に付けていくことができるよう育成していくことが必要であり、このことを健全育成の理念とする。

※ 健全育成を片面的に捉えてい過ぎる。

健全育成は、大人から見れば「健全に育って欲しい」であり、子どもから見れば、「健全に育つ権利を有する」（個性、自分らしさが認められる等の表現はこれ）である。

従って、「育成していく」と同時に（自身が健全に）「成長する」という表現が必要である。

（3）家庭での子育て支援

家庭は教育および保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的な責任を有する。また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるように、子育てに対する精神的、経済的負担や不安、孤立感を和らげ(?)、親として自信を持って子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整え、支援を行うことを理念とする。

（4）地域・社会・行政の役割

※ これもきちんと明記すべきであろう。

原案3頁の4の部分の(2)～(5)の簡略化したもの。

3 条例の性格（目的、理念）についての議論

当初、検討委員会においては、子ども観が2つの考え方へ大別されたことから、条例の性格（目的、理念）についても、次の2つの意見に大別された。すなわち、

①人権の尊重を主眼とする条例

※ 子どもの権利を主眼

②健全育成を主眼とする条例

の2つであるが、これまでの検討により、次のようにまとめた。

「人権の尊重」（「子どもの権利を尊重すること）と「健全育成」は対立する関係ではなく、一体的・統一的なもの、矛盾しないものとして捉えていくべきものであり、両者が最終的に目指すところは子どもを安心して育てられる社会をつくることである。

※ 「子どもを安心して育てる」と言うのは、大人の視点しかない。

「子どもが安心して成長していく」というのが、子どもの視点。

市が条例案を作成するに際しては、この検討委員会で意見が出された2つの性格を十分に考慮し(検討委員会で出された条例の2つの性格、目的、理念に関する意見を十分に考慮し)、且つ、これを一体的・統一的なもの、矛盾しないものとして意見が整理されたことを尊重した上で、市民が共有できる性格として位置づけることが望まれる。

4 子育てに関する社会の各主体の役割と連携(位置は個々で良いか?)

家庭、学校、地域社会、行政が連携して、子どもの育ちと子育てを支援していくため、それぞれの主体がその役割を果たし、相互に連携を図っていくことが必要である。

(1) 家庭・保護者の役割

家庭・保護者のあり方は、子どもの育ちに多大な(大きな)影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所である。

自分が守られ大切にされているという自己肯定感を育んでいくことができる場であることが、家庭の基本的な役割である。

※ 複合体としての家庭(祖父母、親、兄弟など)と、個々たる保護者概念を明確に意識すべき。

例えば、児童福祉法に定める里親等親に代わり子どもを養育するものもいる。

(2) 学校の役割

子どもたちが集団による学習、共同生活や活動を通して、社会の中で生きていくための基礎的な知識と、社会性や思考力、判断力、創造力等の生きる力を身に付けることができるようになることが、学校の基本的な役割

である。

※ 「家庭は自己肯定感を育む」、「学校は生きる力を身につける」という分担は如何か？ 両方が両方ということもあり、「主として」とするか？

※ 又、「学校は」子どもの未来のためだけでなく、「現在、学校で遊び活動している子ども」にとって「何なのかな」（役割）も付加することは大事である。

（3）地域社会の役割

子どもの育ちや子育てに地域全体で取り組むとともに、地域のなかで子どもが健やかに育つ環境づくりに努めることが、地域社会の基本的な役割である。

※ 表現が難しいが、「地域」概念には、例えば「五稲郭地域」的な場所的概念もあるが、(1)(2)(4)(5)に含まれない、全市的に自主的に子どもの問題に取り組んでいる多くの団体がある。

この力は大事であり、地域の一つの力でもある。

これをどのようにこの場所で表現するかも検討されて良い。

（4）事業者の役割

雇用する労働者が、子育てと仕事を両立させ、安心して子どもを生み育てられるよう、子育てに関しての理解や配慮、環境づくりに努めることが事業者の基本的な役割である。

（5）市・行政の役割

子どもの健全育成や子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくため、学校や地域など他の主体と連携して総合的に施策の推進に取り組むことが、基本的な役割である。

5 条例の基本理念に基づく重要な取組（原案は4頁冒頭から）

（1）人権の尊重と権利の保障

すべての子どもの最善の利益を守るという認識のもと、子ども一人ひ

とりが大切にされ、健やかに育つための環境づくり、そして子どもが毎日生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことが出来るように子どもの権利を保障していく具体的な取り組みが必要である。

特に、著しい人権侵害である、いじめ・体罰や児童虐待の防止に向けた取り組みが必要である。

※ 子どもを客体として見る前段と共に、主体として見る後段の表現も必要である。

・いじめについて

いじめ問題の深刻さに対する認識をみんなで共有し、いじめを受けた子ども自身が受ける痛みをくみ取ったり、相手にも尊厳があり安心して生きていく権利があるということを子どもが自覚し、重く受け止めることを理解させるとともに、いじめの早期発見と早期解決、いじめを生じさせない環境づくりが必要である。

・体罰について

※ この項も必要である。

・児童虐待について

児童虐待は、子どもの心身の健康や成長、場合によっては生命に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、相談や通告に対して迅速かつ適切な対応に努めるとともに、子育ての不安解消など保護者への支援に努め早期発見と未然防止を図ることが必要である。

・いじめ・体罰や児童虐待の防止を図るうえで、いずれの場合も関係機関が密接に連携し、地域全体で支援すること、体罰に頼らない子育てを啓発していくことが必要である。

※ 以上は、子どもにとって否定的な環境の克服についてであり、以下は子どもにとって積極的な環境づくりの推進である。

・自己肯定感が持てる生活環境を

かけがえのない自分、他と異なることを認められる個性をもった自分が

尊重され、自身が思うこと、感じたことを自由に表現できて、プライバシーが守られる環境を整えていくことも重要である。

・豊かに育つ環境

子どもは、学び、遊び、休息することや、肉体的にも精神的にも健康的な生活を送り豊かに育つ権利を有していることを確認し、社会はこうした環境を整えることが必要である。

(2) 子どもの健全育成の推進

家庭、学校、地域において、すべての子どもがその存在を認められ、発達段階に応じて、生きていくうえでの規範を学び、健全に育成されること、又子どもが安心して、自分らしく、豊かに育つ権利を有することを家庭、学校、地域において日常的に配慮されることが必要である。

(3) 子どもに関する相談体制の充実

子どもの相談をめぐって学校や関係機関、関係団体等が連携を取りながら、解決に導くことができるよう、子どもが自ら相談できる体制の充実が重要である。とりわけ、第三者的な性格を有する相談機関の設置や、ストレスを抱えた(この形容は不要? - ストレスを抱えていない子どもの支援も必要)子どもを支援する団体と学校とが連携しやすい仕組みが必要である。

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもたちが、適切な療育を受けて成長し、自立していくよう支援を充実していくことが必要であると共に、障害のある子ども達への社会的な理解や、社会的な参加を促進していく施策の実現も重要である。

※ 障がい者の権利条約が昨年批准され、国内法の整備が続いています。

その中で、特に障がい者を保護すべき対象から、障がい者が社会の構成員であり、社会の側が障がい者に対する対応、視点を変えて行かなければならぬことが強く指摘されています。

(5) 子どもの社会参加の促進

子どもは大人が用意した枠組みを受け入れるだけでなく、家庭、施設、地域、行政等自身が育つあらゆる場で最善の利益のために自身の意見を表明する権利を有することを確認し、大人社会は必要に応じて、子どもの声を聞き、受け止める配慮をする必要があり、又その機会を確保するための具体的な施策が必要である。

(6) 安全で安心な子どもの居場所づくり

子どもにとって、安全に安心して遊びや学びができる、自分らしく過ごすことのできる居場所があることが必要である。

※ 具体的には？ 例示は必要と思われる。

(7) 子育て家庭に対する支援

核家族化・少子化の進行、母親の就労機会の増大(※)などにより、親の育児不安や家庭の教育力の低下が懸念されるところであり、これらに対する積極的な支援策として、相談・助言活動の拡充や、親同士の交流を図るなど、各種子育て支援施策を推進し、子育てが楽しく、子どもが愛おしいと思える子育ての環境づくりを進めていくことが必要である。

※ 母親の就労が否定的に捉えられている→「共稼ぎ家庭の増加」程度か？

6 市民や子どもが共有できる表現を用いること

条例は市民の誰もが(多くが)共有できる言葉、又一定年齢の子どもも理解できるわかりやすい言葉で表現することが必要である。

そして、可能な限り難解な言葉を避け、子どもが社会から守られていること、そのままの存在を認められていること、社会に意思を伝えることが出来ることを、子ども自らが理解し実感できるようなものであることが必要である。

※ 市民は理解と言うより「共有」、子どもは「理解」と言う表現が望

ましい。

※ 守られていることが最も大切ではあるが、「認められていること」「意思が伝えられること」も大事である。

II 函館市における子どもの現状と課題

1 子どもの現状

最近の子どもたちの傾向については、家庭環境や生活様式の変化を背景に、生活習慣の乱れ、社会性や規範意識の低下などの消極的な傾向が指摘される一方、多くの子ども達は世界や社会の諸問題に目を向け自身の将来を真剣に考えたり、ボランティア活動等に真面目に取り組むなどの積極的な側面も指摘されるが、とりわけ次のような傾向が特徴的なものとして挙げられる。

※ 冒頭に、子どもたちの否定的傾向のみを強調するのは如何か。

(1) 集団でいるよりもひとりの時間を楽しむ傾向

昔(以前)は公園、路地、広場などで、子どもが集まって遊ぶことにより自然に子どもらの間にコミュニケーションや時に衝突が生まれ、異年齢の子どもも含めたコミュニティを形成し、その中で、子どもはいろいろなルールを自然に身に付けることが出来た。

現在の子ども達も、ひとりぼっちになるのが怖く、誰かと繋がっていきたいと思う反面、習い事などのため、子ども同士が外で時間を合わせて遊ぶことが難しくなっている。※ 習い事だけか?

加えて、携帯型ゲーム機やインターネットなどの普及により、ひとりの時間を楽しむ(?、過ごす)ことができるようになり、子どもが集まって戸外で、集団で遊ぶ様子が見られなくなってきた。

さらに、最近の傾向として、一見表面的には仲が良さそうに見えても、お互いに気を遣いながら友人関係を保っており(いるという傾向もあり)、それ故に(そのために)、友人と集まって遊ぶことを面倒に思い、ひとりの時間を楽しむことを好む傾向にある。

中学生においては、「幼さが残る」「周りの雰囲気を把握する力が弱

い」等、集団に対する(との関係での)適応力が年々落ちてきている点があげられている。

さらに、家庭学習の時間が少ない^(?)、読書の時間が短い、地域行事への参加が低いなどの傾向も見られる。

※ 以上、原告(案)6頁(1)まで。

後日、継続して意見書を提出します。

以 上